平成２４年（フ）第１７０号
福岡県久留米市北野町十郎丸1668番地６
債務者　人見喜和子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３９９号
熊本市東区江津１丁目３番１―402号　ＫＯＳＥマンション
債務者　島﨑　厚江
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４０６号
熊本市中央区保田窪２丁目４番48号　橋本方
債務者　林田　達宜
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１９８号
宮崎市清武町正手１丁目92番地　メゾンド長友205号
債務者　籾木　孝征
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９９号
宮崎市清武町正手１丁目92番地　メゾンド長友205号
債務者　籾木　寛子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１４号
宮崎市大塚台西３丁目１番地３　市営住宅Ｂ123棟１号
債務者　中武　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１００号
宮崎県都城市高木町4776番地の３
債務者　四位エリカ
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第３６号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町３丁目２番１号　ハイツ二本橋１－１
債務者　阿部　賢二
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
宮城県大崎市古川穂波４丁目10番37―405号古川西荒井住宅Ａ棟
債務者　遠藤　昭子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
秋田県南秋田郡五城目町高崎字広ケ野148番地
債務者　小玉　美和
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５２号
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡３丁目１―31クローバーⅡ101号、住民票上の住所宮城県岩沼市寺島字浜里24番地
債務者　菊地由香里
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１４７号
長野県松本市大字里山辺4283番地
債務者　望月みゆき
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第４２５号
兵庫県伊丹市伊丹４丁目６番６号、住民票上の住所兵庫県伊丹市伊丹５丁目４番21号
債務者　ネオンアンドストライプスこと藤本修一こと　金　　修一
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１５４号
兵庫県伊丹市池尻７丁目97番地ドミエール106号
債務者　溝口　晶子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１９９号
兵庫県宝塚市小林３丁目３番14号
債務者　東假屋　歩
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４３３号
福岡県中間市中央２丁目13番21号
債務者　大和　初子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４３７号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目３番７―301号
債務者　西村　光博
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部